

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 平成二十七年狩猟免許試験の実施……………
…(環境局自然環境部計画課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 東京都立海上公園の有料公園の無料公開……………
…(港湾局臨海開発部海上公園課)…
- 平成二十七年上半期(烏しよ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………
…(東京消防庁)…

告示

十八及び同番
二十一の各一部

●東京都告示第八百八十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年四月六日	昭島市中神町字東武蔵野千三百十五番一、同番九、同番二十七、同番五十一、同番五十五、同番五十九、同番六十、同番六十二、同番六十九番八、同番九、同番十一、同番十五、同番十九、同番二十三、同番二十六、同番三百六十番三、同番六、同番	延長 一四・七三 一七四・二五 四・〇〇 六・〇〇

●東京都告示第八百八十九号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年三月三十一日	福生市大字福生字加美千二百三十二番八及び同番十二	延長 一七・二二 四・五〇
同右	平成二十七年四月七日	昭島市拝島町一丁目二千四百一十一番一及び同番六の各一部	延長 五・〇〇 四・〇〇

●東京都告示第八百九十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十六日

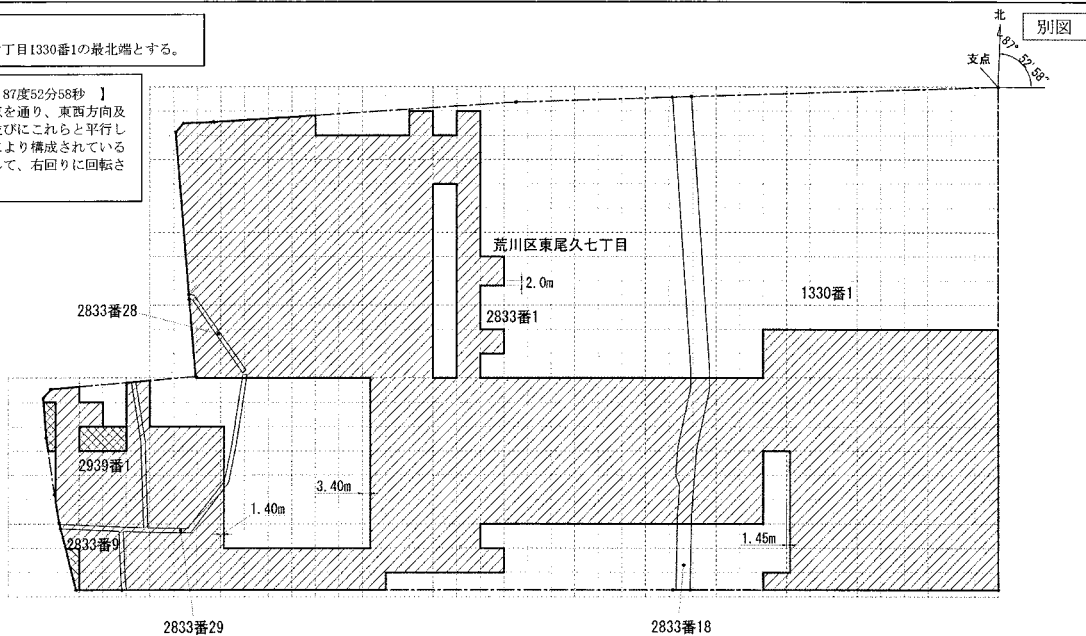
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久
七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化
物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

【支点】
支点は、荒川区東尾久七丁目1330番1の最北端とする。

【格子の回転角度 : 87度52分58秒】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
10m間隔で引いた線により構成されている
格子を、支点を中心として、右回りに回転さ
せた角度を示す。



- 【凡例】
- : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
 - : 形質変更時要届出区域
(平成25年東京都告示第1484号、平成26年東京都告示第297号、859号、986号、1411号、1461号、1516号、1604号及び1656号、並びに
平成27年東京都告示第217号により指定した区域)
 - : 単位区画境界線
 - : 敷地境界
 - : 筆境界
 - : 調査対象地

●東京都告示第八百九十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。ただし、法第四十九条第一号に該当する者（以下「法第四十九条第一号該当者」という。）のみを対象とする。知識試験は、平成二十七年八月二十二日及び同年九月十二日の午前十一時からとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、 わな猟免許、 第一種銃猟免許及び 第二種銃猟免許	平成二十七年八月二十二日	午前十時	足立区勤労福祉会館 足立区綾瀬一丁目三十四番七号
同右	同年九月十二日	同右	府中市市民会館 府中市府中町二丁目二十四番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、平成二十七年八月二十二日の知識試験を受けようとする場合は同月十日午後五時までに、平成二十七年九月十二日の知識試験を受けようとする場合は同年八月三十一日午後五時ま

でに狩猟免許申請書の所定事項に記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料 五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、三千九百円

ウ 現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し一通

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する医師の診断書一通

オ 住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の

属する年の九月十四日までである。

- (二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

附則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)の施行の日から、前文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とあるのは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」とあるのは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」とする。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年五月二十六日
東京都知事 舛 添 要 一
- 二 特定非営利活動法人の名称
平成二十七年四月十六日

特定非営利活動法人があるが

- 三 代表者の氏名
岩田 昭代

- 四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市裏高尾町三百九十三番地二

- 五 定款に記載された目的

この法人は、主に障害のある人々やその家族に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業、地域生活支援事業を行い、また、地域生活をしていくために必要な余暇支援事業、普及啓発事業、その他福祉事業を行うことで、障害者の自立支援を目指し、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十六日

- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活自立支援センター

- 三 代表者の氏名
篠崎 猛

- 四 主たる事務所の所在地
東京都足立区綾瀬三丁目二十九番十四号

- 五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者及び生活保護を受ける等の生活困窮者に対して、借り上げた良質な安価な住宅等の提供や、生活相談等による自立支援、また高齢者向け

の終活に関する相談支援を行うと共に、孤独死を防止するための人材の育成及び情報提供等を図ることにより、公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十七日

- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あんしんネットワーク

- 三 代表者の氏名
藤田 潔

- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区馬場下町一番地一

- 五 定款に記載された目的

1 この法人は、高齢者及び障害者に対して、緊急通報装置による通報受信及びそれに伴う救援活動に関する事業を行い、高齢者及び障害者福祉に寄与することを目的とする。

2 この法人は、前項のほか、高齢者等にあんしん出来る住まいの情報等を提供し、高齢者等の居住の安定を図る為の事業を行い、高齢者等の福祉に寄与するまちづくりを支援する事を目的とする。

3 この法人は、前項及び前々項のほか、国内外を問わず支援を必要とする人々の社会生活レベルの向上の為、保健、医療、福祉、地域開発、教育環境整備等の支援活動を行い、相互理解を促進し、国際交流の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを日本委員会</p> <p>三 代表者の氏名 細川 佳代子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区三田四丁目一番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人の目的は、ワクチンが足りないために命を落としていた発展途上国の子どもの命を救うために、広く社会にワクチンの必要性を知らしめ、ワクチン確保に必要な資金を調達すると同時に、ボランティア活動への市民の参加を促進することによって、グローバルな共生社会の実現を目指すものである。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人にこにこの会</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 由加里</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市下石原一丁目二番地四 ヤシマビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障がい児及び障がい者に対して、地域で</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふるさと納税研究会</p> <p>三 代表者の氏名 上村 龍文</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区鶯谷町十九番十二ー四〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ふるさと納税に対する正しい理解を深めるため、自治体職員及び広く市民一般に対し、セミナー活動やメディア事業を通じて情報提供を行うことにより、市場の健全化及び地域経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふるさと納税研究会</p> <p>三 代表者の氏名 上村 龍文</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区鶯谷町十九番十二ー四〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ふるさと納税に対する正しい理解を深めるため、自治体職員及び広く市民一般に対し、セミナー活動やメディア事業を通じて情報提供を行うことにより、市場の健全化及び地域経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アースシップ21</p> <p>三 代表者の氏名 石坂 豊</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区南麻布一丁目五番十四ー五〇七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本及び世界各国の一般市民に対して、日本と世界各国間の交流推進に関する事業、世界各国の政治・経済・文化等についての調査研究及び情報提供に関する事業、世界各国の企業・団体・行政機関等に対する協力・支援に関する事業を通じて、日本と世界各国双方の人的・学術的・文化的交流とその振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会</p> <p>三 代表者の氏名 久保寺 一男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区北大塚三丁目三十四番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、福祉施策と労働施策にまたがる就労継続支援A型事業所こそは、障がい者の「労働の可能性」を</p>

広げる制度であるとの認識を持つ、社会福祉法人、NPO法人、営利法人の参画を促進し、各法人がその特性を發揮するとともに、相互に情報を共有し、刺激し合い、融合を図ることにより、障がい当事者がいきいきと働くよるこびを享受できる社会づくりを行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こころ踊る元気教室

三 代表者の氏名

佐藤 令子

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区阿佐谷北二丁目六番三号 バイナース一

〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く地域の一般市民を対象として、元気教室をはじめとする健康づくり事業、介護予防の講演・セミナー等の普及啓発事業、及び介護予防に関するイベント事業を行い、地域社会の人と人との交流を深め、地域に活性化をもたらし、高齢者の元気で健康な生活の質の向上に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本噛合わせ普及促進協会

三 代表者の氏名

富田 英二

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区下谷三丁目一番二十八号 カスタリア入

谷七〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの人の健康を左右する噛合わせに関する事で、今までの噛合わせ技術において、面倒で難しいとされている方法を打開し、広く一般市民に対し、歯科医師は正しい噛合わせ治療を行えるように、歯科技士、歯科衛生士等は正しい噛合わせ理論で技術を磨けるよう噛合わせ全般に関する指導普及事業を行い、また、歯の治療に必要なアイデアなどの提案や助言を行い、噛合わせを通じて人々の健康と歯科技術の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年五月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市野辺字大六天九百 三十八番一、九百四十一番一及び同番二

あきる野市野辺四百六十五番地一 株式会社アイ・シー・エス

代表取締役 井草 誠

日野市東平山三丁目五番十六

日野市多摩平一丁目二番地の一大木ビル内

株式会社大木不動産

代表取締役 大木 茂

西多摩郡瑞穂町大字高根字田尻十一番八及び同番八地先

埼玉県飯能市栄町二十番地一 プリランテ飯能一階

マル二建設株式会社 代表取締役 加藤 忠男

日野市大字日野二千九百四十五番一及び二千九百四十八番

地の一 八王子市小宮町千七百七十番

の各一部、同番地先、二千九百五十番一の一部、三千二百

五番、三千二百六番一の一部 株式会社東亜建設 代表取締役 武井 末秋

並びに三千二百九番一

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を取扱したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 コジマ×ビックカメラ池上店

二 店舗所在地 大田区池上三丁目二番一号

三 設置者名 株式会社コジマ

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年四月二十四日

<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年五月二十六日から同年六月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>東京都立海上公園の有料公園の無料公開について</p> <p>東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七七号)第十五条第二号の規定に基づき、東京都立海上公園の有料公園を次のとおり無料公開する。</p> <p>平成二十七年五月二十六日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 無料公開する有料公園 東京都立東京港野島公園</p> <p>二 無料公開日 平成二十七年五月三十一日</p> <p>平成二十七年度上半期(烏しよ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>平成27年5月26日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>1 危険物取扱者保安講習</p> <p>(1) 講習区分 全区分</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所</p> <p>ア 実施日時 平成27年6月28日(日曜日) 午前9時から午後1時まで</p> <p>イ 実施場所 神津島村生きがい健康センター 神津島村903番地</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 平成27年6月28日(日曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 神津島村生きがい健康センター</p>	<p>(3) 実施日時及び実施場所</p> <p>ア 実施日時 平成27年6月27日(土曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 実施場所 神津島村生きがい健康センター 神津島村903番地</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 平成27年6月27日(土曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 神津島村生きがい健康センター 神津島村903番地</p> <p>3 問合せ先 東京消防予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)</p>
--	---	---

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002